建設工事契約関係様式 新旧対照表 (R6.4.1~)

改 正 後	改 正 前
様式第2号の1	様式第2号の1
т н п	4 JI B
(鬼注者名) 様 (受 注 者)	(発注者名) 様 (受注者)
工 程 表	工 程 表
工事名	工 事 名 上記工事について契約書第3条にもとづき下記のとおり提出します
上記工事について契約書第3条第1項にもとづき下記のとおり提出します 設	
費 H I 種 ○ 月 ○ 月 ○ 月 糠 奨 10 20 10 20 10 20	党 II II II II 10 20 10 20 10 20 50 英
備考 1. 日本工業規格A列4番とする。 2. 1 工程は棒線で記入し、それぞれの日を明示すること。	備考 1. 日本工業規格A列4番とする。 2. 1 工程は棒線で記入し、それぞれの日を明示すること。
(例3	(四3――――12) 2 着工月日から工期末日迄を記入すること。 3 応急工事に提出不要とする。
	※押印(社印) は不要とします

改 正 後	改正前
様式第12号	様式第12号
4 Л В	年 月 日
(発注者) 株	(免注者) 接
(受 注 者)	(受注者)
請負代金内訳書の提出省略届	請負代金内訳書の提出省略届
年 月 日付けで契約した 工事について、入札時に提出した工事費内訳書の記載内容に変更がありませんので、契約書第3条第1項の規定により提出する請負代金内訳書として取り扱って <mark>ください。</mark>	年 月 日付けで契約した
なお、入札時に提出した工事費内訳書に明示していなかった法定福利費相当額は下記のとおり です。	なお、入札時に提出した工事費内訳書に明示していなかった法定福利費相当額は下記のとおり です。
12	E
法定福利費相当額	法定福利費相当額
※なお書き以降は、入札特に提出した工事費外収書に法定権利費相当額を明示していなかった場合に記載してく ださい。(<u>明示していた場合には、なお書き以降は新修して<mark>開け出てください。</mark>)</u>	派なお書き知時は、入札時に提出した工事費内駅書に決定福利費相当額を明示しなかった場合に配載してください。 (明示していた場合は、なお書き回降は船隊してください。)
	※押印(社印)は不要とします

改 正 後	改 正 前
模式第28号 府 長 郎 長 瀬 貞 瀬 長 瀬 貞	様式第28号 府 長 郎 長 課 長 課 長 課 員
年 月 日 (死注者名) 様 受託者住所	平成 年 月 日(発往者名) 様
E を TEL 工 事 着 工 に つ い て(届)	受注者 佳 所 氏 名 TEL
現場代理人届 [専任:の]主任(専門)技術者届 ^年 別 日付け契約に係る下記工事に着手しました(着手します)ので 場け出 ます。	工 事 着 工 に つ い て(届) 現 場 代 理 人 届 [専任の]主任(専門)技術者届
工事名	平成 年 月 目付け契約に係る下記工事に着手しました(着手します)のでお話け します。 記
適用機名 契約 年月日 地工位置 空数 若工年月日 地工位置 空放 年月日	工 事 名 道川進名
請負金額	変工位置 の 規 業工 年 月 日 東上 完成 年 月 日
(専任の) 主任技術者 専 門 技 術 者	T
整 現 技 術 者 監 理 技 術 者 補 佐 ・以下の項目に該当する場合、チェックをすること	[専任の] 主任技術者 専 門 技 術 者
□ 次の設定する本語 1 項に基づく工程おについては、別途施工計画書で提出します □ 人化時に提出した工事内訳書の記載内容に変更がないので、請負代金内訳書として取り扱って ください □ 入札時に提出した工事費内訳書に明示していなかった法定編判費相当題 □	似 現 我 折 者

改 正 後	改 正 前
様式第29号 年 月 H	株式第29号 平成 年 月 日
(発注者名) [[(是往者名) 殿
受性者 住 所 氏 名 TEL	受注着 住 唐 氏 名 TEL
現場代理人及主任技術者等変更届	現場代理人及主任技術者等変更届
このことについて、下記のとおり変更したので展け出ます。	このことについて、下記のとおり変更したのでお届けします。
記 1. 工事名 2. 工事場所 3. 契約年月日 4. 変更費由 - 幸保部に記載すること 5. 変更者	記 1. 工事名 2. 工事場所 3. 契約年月日 4. 変更者
変 更 前 変 更 扱 資 格	変 更 前 変 更 長 資 格
現場代理人(生年月日)	現場代理人 (生年月日)
[専任の] 主任技術者 (生年月日・)	[専任の] 主任技術者 (生年月日)
専門技術者 (生年月日)	専門技術者 (生年月日)
態 理 技 術 者 (生年月日)	監 理 技 術 者 (生年月日)
監理技術者補佐 (生年月日)	
*美更耐心的付着如は不要	

様式第28号・第29号 (裏面)

記入上の注意

- ○資格区分は、建設業法施行規則別表 (二) に規定する資格名を記入する。
- ○現場代理人は、現場に常能する者でなければならない。
- ○公共性のある工作物に関する請負金額4,000万円以上(建築一式工事は8,000万円以上)の工事については、上記の規定により配置される主任技術者又は監理技術者は、工事規場ごとに専任の者でなければならない。

添付書類

現場代理人については、(1)に掲げる書類を、配置技術者については、(1)及び(2)に掲げる書類を添付すること。

- (1)常勤性を証明する次のいずれかの書類の写し
- ①健康保険被保険者証(表紙部分)の写し
- ②雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)の写し
- ①健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し
- 毎機康保険者保険者証の早しは、保険者番号、被保険者等記号・番号、二次元コード (原コード) (泰記 載がある場合のみ) にマスキングを施して提出すること。
- (2)資格証明書又は実務経験証明書等の写し

用語の定義

- ○現場代庫人 請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の確常及び取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項を処理する者として工事現場に置かれる受法者の代理人である。
- ○主任技術者 工事機場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として建設着法第26条1項 により配置が勤務づけられている技術者のことである(銭当者は、業法第7条第2号に該当する者)。
- ○監理技術者 下請契約の請負代金の額(下請契約が以及上めるときは、それらの請負代金の額の結額) 4,500万円以上(建築一式工事は7,000万円以上)になる場合において、元請業者である特定建設業者が、 当該工事提場における建設工事の施工の技術上の管理をつからどる者として、建設業法第26条第2項に より配置が表務づけられている技術者(該当者は、業法第15条第2分に該由する者)。
- ○乾理技術者需佐、批理技術者を専任で配置しなければならない工事において整理技術者の行うべき職務を補佐する者として、建設業法第30条第3項により配置された技術者(該当者は、第十五条第二号イ、口又はハに準ずる者として数令で定める者に該当する者)。
- ○専門技術者 土木工事業又は建築工事業を摺む者が、土木一式工事又は建築一式工事以外の建設工事を 施工するとき、又は評可を受けた建設工事に付着する他の建設工事を施工する場合において、建設業法 第26条の2 により配置することが要求されている技術者。
- 例:土木工事業者が土木一式工事を請け負い、この工事の中に管工事があった場合は、管工事の主任技術者を置かなければならない。自社に耐ない場合は、下請の専門業者となる。

様式第28号・第29号 (裏面)

記入上の注意

- ○資格区分は、建設業法施行規則別表 (二) に規定する資格名を記入する。
- ○現場代理人は、現場に常駐する者でなければならない。
- ○公共性のある工作物に関する請負金額は、500万円以上(建築一式工事は7,000万円以上)の工事については、上記の規定により配置される主任技術者又は監理技術者は、工事環場ごとに専任の者でなければならない。

添付書頭

現場代理人については、(1)に掲げる書類を、配置技術者については、(1)及び(2)に掲げる書類を派付すること。

- (1)常勤性を証明する次のいずれかの書類の写し
- ①健康保険被保険者証(表紙部分)の写し
- ②雇用保険被保険者資格取得等確認通知書 (事業主通知用) の写し
- ①維事保険・原生年全被保険者標準報酬決定通知書の写し
- (2) 資格証明書又は実務経験証明書等の写し

用語の定義

- ○規場代理人 諸負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営及び取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項を処理する者として工事現場に置かれる受注者の代理人である。
- ○主任扶清者 工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として建設業法第26条1項 により配置が義務づけられている技術者のことである(該当者は、業法第7条第2号に該当する者)。
- ○監理技術者 下諸契約の請負代金の額(下諸契約が2以上あるときは、それらの請負代金の額の総額) 4,000万円以上(接要・式工事14,000万円以上)になる場合において、元請業者である特定建設業者が、 当該工事規場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として、建設業法第20条第2項に より促費が通貨でけられている技術者(接当者は、業法前3条第2号に進生する者)。
- ○専門技術者 土木工事業又は健発工事業を表む者が、土木一式工事又は建築一式工事以外の建設工事を 施工するとき、又は許可を受けた建設工事に付着する他の建設工事を施工する場合において、建設業法 第26条の2 により配置することが要求されている技術者。
- 何:土木工事業者が土木一式工事を請け負い。この工事の中に管工事があった場合は、管工事の主任技術者を置かなければならない。自社に居ない場合は、下請の専門業者となる。

工事 完成 通知 夢	改 正 後	改 正 前
	工事 完 成 通 知 書 工事名	工事完成通知書 工事 光 成 通 知 書 工事 名

改 正 後	改 正 前
工事部分完成通知書 工事部分完成通知書 工事部分完成通知書	工事部分完成通知書 工 事 部 分 完 成 通 知 書 工 事 部 分 完 成 通 知 書
工事場所 市 町 大字	型 約 年 月 日
請負金額 部分完成 年 月 日 上記工事の指定部分について完成を通知します。	工事場所 都 村 大字 工約 現上 完成 単 月 日 請負金額 都分完成 単 月 日
qu. , g. , ii	上記のとおり指定部分に係る工事が完成しましたので通知します。
受证者	年 月 日
様 (it) 相応部分の工事完成写真を適付すること	· 受住者
	(注) 部分完成写真を治付すること。